

42.2.1 現在(推計人口)

	本月	前月比
男	22,680	75 増
女	22,001	98 増
計	44,681	173 増
世帯数	15,202	46 減

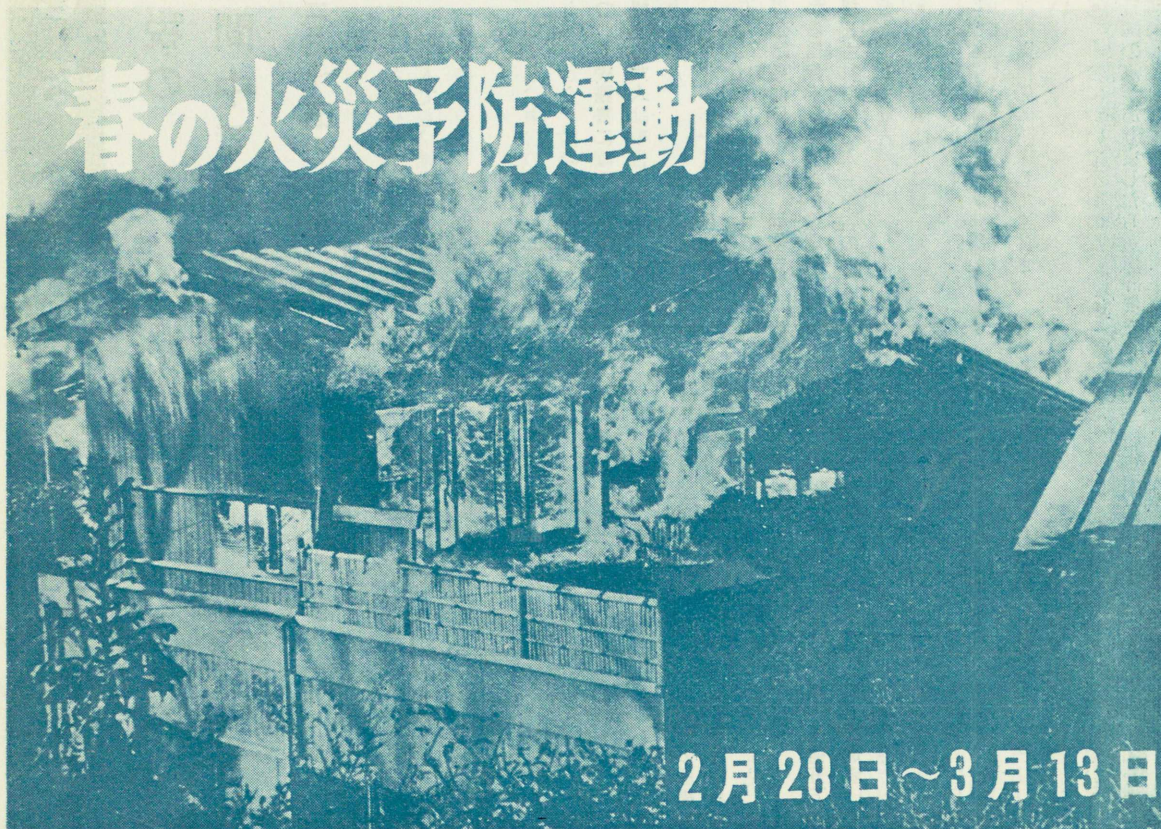
報 弘 町 江 粕

発行 粕江町役場

昭和42年3月1日発行 第80号

電話 (480) 1 1 8 1 (代)

春の火災予防運動



2月28日～3月13日

春先は 大火のシーズン!!

毎年、火災によって、とう
とい生命と、ばく大な財産を
失っています。

特に、これから春先につ
ては、ますます空気も乾燥し
強い風が吹き、火の燃え広が
り方も早いので、大火になり
やすい季節です。ことしも、
この大火季節の前に「春の火
災予防運動」を行いますが
火災による焼死者が多発して
いることから「焼死事故の防
止」を重点に取り上げ、さら
に前半の二月二十八日から三
月六日までを「車両、船舶の
火災防止」後半の三月七日か
ら十三日までを「一般の火災
防止」として推進することに
なりました。これを機会とし
て、各家庭や職場ごとに、防
災会議を開き、防火対策を検
討しましょう。

わが家といのちを守る

この十訓

- 1 焼死者をなくすために
責任者をきめて、寝る前
に必ず火の元を調べる。
- 2 老人や子ども、病人は、
すぐ避難できるところに寝
かせる。
- 3 からだの不自由な人や、
子どもだけを残して外出し
ない。
- 4 避難のためのロープや、
はしごなどを用意し、常に
訓練しておく。
- 5 非常口は、いつでも通れ
るように整頓しておく。
- 6 火事的时候は、早く一一
九番で消防署へ通報する。
- 7 消火用水を準備してお
く。
- 8 いったん外へ逃げたら、
物をとりて絶対にもどらな
い。
- 9 逃げおくれた人がある
ときは、早く現場の消防隊員
に知らせる。
- 10 防火家族会議を開き、火
災予防や早期発見、初期消
火、避難方法などをきめて
おく。

税のしるべ

町民税・都民税の

申告期間中です

提出期限は三月十五日まで

町・都民税の申告をしなればならない人

一 本年一月一日現在狛江町に住所のある人で、四十一年中に多少にかかわらず所得のあった人（所得のない人でも町内に居住するなどの扶養親族になつていない人は申告してください）

二 本年一月一日現在狛江町に事務所、事業所または家屋敷をもっている人で、町内に住所を有しない人

三 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていない人

四 給与所得者で他の所得がある人

五 家事手伝いなどで、給与所得について所得税の源泉徴収を受けなかった人

六 給与所得者で他の所得がなく、勤務先から役場へ給

与支払報告書が提出されている人でも、雑損控除、医療費控除を受けようとする人

ただし、申告の簡素化により本年から、前年中の所得について税務署に確定申告書を提出した人は申告の必要がありません。

また、本年一月一日現在給与を受けていて、前年中の所得が給与だけの人で、勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されている人も申告の必要がありません。

● 申告用紙は既にお手元にお送りしてありますが、万一届いていない場合は役場税務課町民税係に請求してください。

● 申告について不明の点、疑問の点がありましたら遠慮なくお申し出ください。

確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の記入方法は

別項に記載してありますと

おり、税務署に確定申告書を提出した人は、町・都民税、事業税の申告をする必要がなくなつた関係上、本年から確定申告書の裏面左下方、切取線の上の部分に「住民税・事業税に関する事項」欄が設け

られ、この欄は確定申告書を提出した人について、町・都民税、事業税の課税を円滑にするためにたいせつな個所ですから、次の説明をよくお読みになつて必ず記入してください。

円		円		円	
住民税	(普通徴収)	氏名	氏名	事業税	所得
	氏名	氏名	氏名		所得
事業税	所得	所得	所得	事業税	所得
	所得	所得	所得		所得

住民税

● 「普通徴収か特別徴収の選択」……給与所得者で、給与以外の所得に対する住民税を

給与から差し引かないことを希望する場合は、「普通徴収」の文字を○で囲んでください。

● 「非居住者の分離課税所得」……所得税で分離課税を受けた非居住者期間中の国内源泉所得は、住民税では総合して課税されますから、その金額を書いてください。

● 「その他」……退職所得や配当所得がある場合にだけ、次により書いてください。

一 退職所得は、住民税では配当所得は、住民税では

〔申告書の表面の④の配当所得一その④に全されている少額20万円〕
〔配当所得〕+源泉分離課税の配当所得=住民税で申告する額30万円
事業税
事業税については、申告書の書き方の「住民税・事業税」の欄に記入してください。

税の納期が終わりました

昭和四十一年度の町税の各納付期限は、二月の固定資産税都市計画税第四期分と国民健康保険税第十期分をもって全部終了しました。また忘れて納めていない税金については、至急納めてください。

の所得が事業専従者控除や青色専従者給与による所得だけの場合は、書く必要はありません。

● 「配偶者控除等を選択する専従者」……白色申告者で、所得税で事業専従者とした人について、住民税では配偶者控除が扶養控除を受けた場合は、その人の氏名を書いてください。

● 「非居住者の分離課税所得」……所得税で分離課税を受けた非居住者期間中の国内源泉所得は、住民税では総合して課税されますから、その金額を書いてください。

● 「その他」……退職所得や配当所得がある場合にだけ、次により書いてください。

一 退職所得は、住民税では配当所得は、住民税では

ことしは所得税・町民税・事業税の 共同納税相談は行ないません

税務署へ確定申告書を提出すると、町・都民税および事業税の申告をする必要がなくなりまして、昨年まで役場で行なっていた三税の共同納税相談はことしは行ないません。したがって所得税、事

業税についての納税相談は税務署・北多摩南部事務所で行ないます。
武蔵府中税務署の所在地は府中市分梅町一ノ三(南武線、京王線分倍河原駅下車) 電話(四三)六二一四七一

四十一年中に災害を受けた人は 確定申告書を提出してください

四十一年中に「住宅」や「家財」について損害を受けた場合は、給与所得者等でも、一定条件のもとで雑損控除または災害減免法による減免の適用が受けられますから、該当される人は税務署に確定申告書を提出してください。
なお、申告の際は次の書類を添付しなければなりませんから、御注意ください。

一 被災証明書(水害については、役場住民課窓口へお申し出くだされば発行します)

二 控除に関する明細書(損害の原因、資産の種類、金額、保険金などで補てんされる金額等を具体的に書いてください)

(注)「事業用資産」に損害を受けた場合の損害額は事業所得の計算上必要経費に算入されますから、雑損控除の対象とはなりません。

三 申告については、武蔵府中税務署所得係にては、役場住民課窓口へお申し出くだされば発行します。関係する明細書は、役場税務課に用意してあります。

廃車・変更は早めに

軽自動車と原付自転車をお持ちのかたで、廃車など変更でに次の窓口で所定の手続き

をしてください。

●軽自動車……立川陸運局

●原付自転車……役場住民課

なお、軽自動車に限り届け出が済みましたら、その控書

固定資産課税台帳を 確かめましょう

ことしの一月一日現在において、泊江町に土地、家屋および償却資産を所有しているかたに、次のとおり固定資産課税台帳をおみせしています

期 間 三月一日～三月二十日
場 所 役場税務課窓口
時 間 毎日午前八時三十分～午後五時

四十一年分の所得税の 確定申告と納税は 三月十五日まで

所得税の確定申告と納税

ことしから所得税の確定申告書を提出されるかたは、個人事業税および個人住民税の申告手続きの三税一本化に伴い、申告期限はすべて三月十五日です。

所得税の確定申告の「納税相談」は税務署で行ないます。早めに申告をすませ、第三期分の納税は十五日までに、お近くの銀行、郵便局へ払い込んでください。

第三期の納税は「延納申請」することにより、五月三十

日までに納税してください。

この手続きにつき詳細は役場税務課にお問い合わせください。

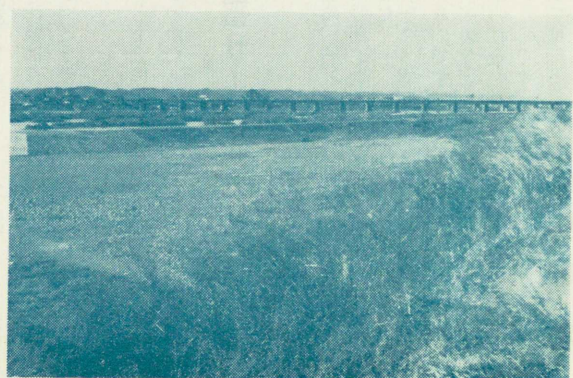
印鑑を御持参のうえ住民課窓口にお申し出ください。

三 贈与税の申告と納税
贈与税の申告と納税は、贈与を受けた翌年の三月十五日です。期限まで「納税相談」を行なっています。

△武蔵府中税務署

和泉多摩川公園の

整地工事近く着手



△公園設置予定場所

和泉自動車教習所上流の河川敷九千七百九十五平方メートル(約二千九百六十三坪)を公園用地として、陸上自衛隊(施設部隊)によって三月七日ごろから三月末日ごろま

で整地工事を行ないます。夏までには一部使用することができそうです。なお、沿道付近の皆さんにはたいへん御迷惑をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

農地被買収者給付金 交付申請期限迫る

たがたび、広報でお知らせしていましたが、この交付手続き期限は三月三十一日です。期限までには手続きをされたいかたは、権利を放棄されたいかた、または遺族等で三月の特別相談日は四日、だ手続きがされていないかた

は、至急手続きをしてください。期限までに手続きをされたいかたは、権利を放棄されたいかた、または遺族等で三月の特別相談日は四日、だ手続きがされていないかた

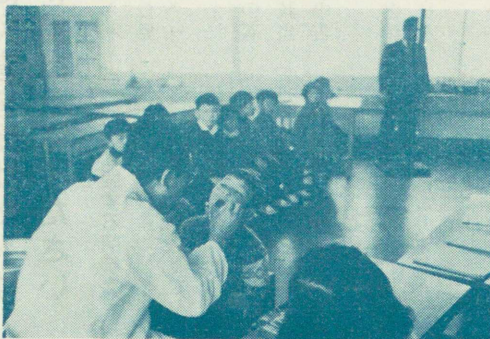
教育だより

学校行事のお知らせ

新入学児童の健康診断終わる

新年度町立小学校就学予定児の健康診断と知能検査は、さる二月七日の第一小学校を皮切りに、各小学校実施しました。

厳しい寒さにもめげず、当日おかあさんに連れられて、元気に校門をくぐった子どもたちでしたが、校医さんの前ではいささか緊張した表情で順番を待っている風景が、あちこちに見られました。



△新入学児童の健康診断▽

一小(百八十五名) 二小(百八十五名) 三小(百七十三名) 四小(百一十一名) 計六百五十四名の予定児童が受けてました。

卒業式

昭和四十一年度町立学校の卒業式は次のとおり行なわれます。

第一小学校 三月二十五日(百三十五名)
第二小学校 三月二十五日

第三小学校 三月二十四日(百二十九名)
狛江中学校 三月十七日(三百四十一名)

時間は各小学校いずれも午前十時、中学校は午前九時から

らです。()内は卒業予定者数
入 学 式
新年度の入学式の日は各

小学校は四月六日、各中学校は四月七日各校とも午前十時からです。

ついでにフリーボートで青春の香ただよう房総へ

「狛江町に住むか勤めるかしてある青少年ならどなたでも参加できる楽しい働く青少年のついでに房総半島富津公園へ貸切バスとフリーボートで出かけます。

現地では楽しいフォークダンスとアコーディオンに合わせたの合唱、浜辺の散歩など内容もりだくさんで、ひとりで参加してもすぐ仲間ができます。どうぞお気軽においでください。

対象 狛江町に在住または在勤する働く青少年百名
日時 三月十九日(日)午前七時半～午後五時半
会費 三百円
申し込み 申し込む
問い合わせ 教育委員会社会



準備 ● 弁当持参(希望者は百四十円で用意します) ● 楽しいスナップ写真の交換会を開きますのでケツサクを撮ってください。
△楽しい働く青少年のついでに▽

子ども会のためのリーダー研修会にどうぞ

心身ともにじょうぶですてやかな子どもになってほしいという願いはだれもがいだく変わらぬ気持でしょう。

この願いを果らせるためには地域での子ども会活動がいせつな役割を果しますが、子ども会に欠くことのできない地域のおとなや、おにいさんおねえさん等のリーダーが今不足しています。そこで教育委員会では次のように子ども会リーダー研修会を開きます。興味さえあれば経験はなくてもけっこうです。どうぞ御参加ください。

対象 一般父兄、子ども会に興味をお持ちのかた

青年の読書サークルを

作りませんか

先日、教育委員会に、会社に勤めている若い女性からこんな電話がありました。「わたしは本が好きで、いつもひとりで読んでいるのですが、読後の批評や、感想などを話し合える仲間がいたらいいなあ」と思っているのです。が……」と言うものです。皆さんの中にも、こんなふ

うに思っている人はいませんか。もしいたら、みんなで青年の読書サークルを作りましょう。どうぞ御遠慮なく教育委員会社会教育係に電話をください。いつどこで、どんな本を読むかはみんなで集まって相談しましょう。

日時 三月十二日(日)午前八時半～午後四時
場所 子どもの国、集会所
費用 無料(弁当、筆記用具持参)
内容 リーダーの役割りと仕事、ゲームソングの指導法、野外活動の理論と実技、プログラムの組み方等

申し込み 申し込む
問い合わせ 教育委員会社会教育係(電話申し込み可)

選挙人名簿登録申し出は本日限り

前号でお知らせしたとおり
永久選挙人名簿定時登録（追
加登録）が三月一日現在で行
なわれます。この名簿は四月
十五日に行なわれる東京都知
事選挙および四月二十八日の
泊江町議会議員選挙にも使わ
れます。

次に該当するかたは印鑑を持
参して住民課窓口または直接
二 昭和二十二年三月一日以

前号でお知らせしたとおり
選挙管理委員会まで申し出て
ください。
申し出を必要とするかた
一 昨年の十二月一日以前に
転入し、引き続き泊江町に
居住しているかた。（転入
手続と同時に選挙人名簿
登録申出書を出されている
かたは必要ありません）

前号でお知らせしたとおり
選挙管理委員会まで申し出て
ください。
申し出を必要とするかた
一 昨年の十二月一日以前に
転入し、引き続き泊江町に
居住しているかた。（転入
手続と同時に選挙人名簿
登録申出書を出されている
かたは必要ありません）

あなたの名まえは
載っていますか

三月十一日から選挙人名簿縦覧

三月一日現在で調製された選
挙人名簿は次の要領により縦
覧に供しますので申し出をさ
れたかたは御自分の名まえを
確かめてください。

三月十一日から
三月二十日まで
（休祭日等でも縦覧できます）

縦覧時間
午前八時三十分から
午後五時まで

場所
役場内選挙管理委員会

異議の申し立て
縦覧期間内でしたら午前八
時三十分から午後五時までの
間にいつでもできます。

縦覧期間
意ください。

縦覧期間

衆議院議員選挙の投票結果

投票の結果

投票区	男	女	計	投票率
1	1,393	1,353	2,746	66.89%
2	1,423	1,374	2,797	68.45
3	1,180	1,110	2,290	65.13
4	1,082	1,038	2,120	64.75
5	1,178	1,025	2,203	65.74
6	1,917	1,744	3,661	67.61
7	810	814	1,624	68.96
計	8,983	8,458	17,441	66.82

みんなて楽しく
フォークダンスの
ついで

日時 三月十一日（土）
二十五日（土）
午後六時半から
場所 集会所ホール
どなたでも大歓迎。

本をありがとう

水曜図書室に次のようなか
わいいプレゼントがありまし
た。どうぞ御利用ください。

長秀子様 一小六年

美しい話他二冊

長谷川登志子様 四小五年

小学五年生他三冊

小山真由美様 リボン他三冊

スキー協会が

カーニバル開催

志賀高原熊の湯温泉スキー場

泊江町スキー協会が愉快な
カーニバルを行います。
日時 三月十一日午後八時
十三日午後九時
場所 志賀高原熊の湯温泉ス
対象 高校生以上の協会員お

よび一般町民四十名
申し込み・問い合わせ
教育委員会または和泉
多摩川駅前鈴木質店内
電話（四一六）一四九八
へ会費を添えて。
用具は各自調達のこと
着替え、防寒、車のよ
いどめ薬は各自配慮の
こと。

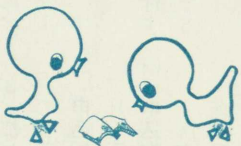
職員募集

泊江町では、次の要領
で職員を募
集していま
す。希望者
は必要書類
を添えてお
申し込みく
ださい。

職種
一般事務職
員 若干名

保健婦（保育園）一名
保育園用務員（女子）一名
資格 一般事務職員は、昭和
四十一年三月に高校を卒業
した男子または本年三月高
校を卒業見込みの男子。
保健婦は、高卒以上の学
歴を有し、年齢十八歳以上
三十歳未満の者。
保育園用務員は、年齢三
十歳以上四十歳未満の女子
詳細は、総務課人事係へ。

で通勤可能者に限る。
待遇 泊江町給与規定による
提出書類 一般事務職員は、
履歴書（写真添付）卒業見
込み）証明書、成績証明書
戸籍謄本各一通。保健婦は
履歴書（写真添付）資格証
明書各一通。保育園用務員
は履歴書（写真添付）
応募期間 三月十五日まで。

水曜
図書室

貸し出しいたします
毎週水曜午後1時～5時
泊江町集会所 児童読書会

都営住宅地元割当分の募集

申込受付は

三月十五日～二十日

都営住宅の建設に伴う地元

区市町村の各種負担の緩和お

よび住宅建設の促進を図るた

め、地元の要請に基づき都営

住宅の地元割当があります。

この地元割当分を次の要領で

募集します。

一 所在地

狛江町和泉一五〇番地

二 公募住宅の種類と戸数

第一種住宅

第二種住宅

計

三 申込用紙の交付

場所 役場住民課窓口

※用紙交付を受けること

きは、必ず都の「抽

せん結果のお知らせ」

番号のお知らせ」を

持参すること。

期間 昭和四十二年三月十

一日(土)～三月二十

日(月)

平日は午前八時三十

分～午後五時

土曜日は午前中のみ

とする。

申込手続

1 申込用紙に必要事項を

記入し、必ず役場住民課

に提出してください。

2 申込受付期間

昭和四十二年三月十五日

(水)～三月二十日(月)

平日は午前八時三十分～

午後五時、土曜日は午前

中のみとする。

五 申込資格

都営住宅地元割当に申し

込むことのできる人は、都

営住宅一月の公募に落せん

した人で、狛江町に住民登

録のある人に限ります。

六 発表、その他

抽せんは次のとおり行な

います。(公開抽せん)

とき 昭和四十二年三月二

十四日(金)午前九時

三十分から

ところ 集会所ホール

発表 昭和四十二年三月二

十四日(金)午後一時

役場内に掲示

詳細については住民課にお

問い合わせください。

身体障害児を扶養しているかたに
精神薄弱児を扶養しているかたに

手当が支給されます

精神または身体に重度の障

害を有する児童を養育してい

るかたに、扶養手当が支給さ

れます。この手当の支給要件

等のあらまは、次のとおり

ですから、該当するかたは、

お申し出ください。

●支給要件

一 この手当を受けられるか

たは、重度身体障害児の場

合は程度が一級、二級のも

の。重度精神薄弱児の場合

は、常に付き添いを必要と

する程度に知恵がなくて

いるもの。これら身体に重

度の障害を有する二十歳未

満の児童を、家庭で養育し

ている父母または養育者で

あること。

●支給額

児童ひとりについて月千四

百円を支給します。

●支給方法は…

申請された翌月から、年三

回に分けて、お近くの郵便局

で支払います。

●申請方法は…

居住地の町役場で受け付け

ます。

なお、不明の点は、役場福

祉課へお問い合わせくださ

い。

歳末助け合い

ありがとう

民生委員協議会と町が行な

った「歳末助け合い運動」に

は、皆さんの暖かい同情が寄

せられ、次のとおり集まりま

した。

募金額

三十一万二千八百三十二円

民生委員協議会と町が行な

った「歳末助け合い運動」に

は、皆さんの暖かい同情が寄

せられ、次のとおり集まりま

町基金 五万円 衣類、その他 六十点

繰越金一万八千六百三十八円 これらは、次のように配分

たんぜん綿 四十八包 しました。

町内某製綿業者 生活困窮世帯 五十三世帯

羽織下 五十六包 百六十一名

調布ライオンズクラブ 病院や施設入院者 五十名

都政モニター募集!!

都政についての意見、要望

や地域における問題点などを

継続的にきくことにより、世

論の動向を正しくはあくし、

これを都政運営上の参考にし

るため、次の要領でモニター

を募集しています。

一 モニターの職務

1 毎月一回、都が送付す

るアンケートに回答する

こと。

2 都政に対する意見、要

望などを随時に通信する

こと。

3 会合に出席するなど、

都が依頼すること。

二 応募資格

1 満二十歳以上の日本国

籍を有する都民であるこ

と。その他、詳しくは都政モニ

ター係(二二二)五七六〇へ

問い合わせください。

なお、申込用紙は役場住民

課の窓口にあります。

その他、詳しくは都政モニ

ター係(二二二)五七六〇へ

問い合わせください。

なお、申込用紙は役場住民

キッチンカーによる離乳食実習会

赤ちゃんが四、五か月にな

ると母乳だけでは栄養が不足

してきます。順をおって離乳

食をあげるよう作り方、味か

げんなど実際を見て栄養士と

小皿、スプーン

持参するもの

場所 役場庭

日時 三月十日午後一時半

相談しましょう。

赤ちゃんが四、五か月にな

ると母乳だけでは栄養が不足

してきます。順をおって離乳

猟銃や空気銃の

申請手続きが変わりました

今回、法律の改正があり、今年一月一日から施行となりました。今度の法律改正によって今までは一度許可を受ければよかったのですが、これからは五年ごとに住所地の公安委員会(当町管轄は調布警察署)に願ひ出て更新の許可を受けなければならぬことになりました。

この手続きを忘れずと許可の効力がなくなり、それから銃を持つことができません。許可の効力がなくなつてから銃を持っていますと不法所持として罰せられます。

しかし更新は一応五年ごととなつていますが、最初の更新は、最初の更新です。

この講習の修了証のないかたは更新はできませんから必ず講習を受けてください。

幼ない子どもは

つうつてはらまじやう

最近幼ない子どもが、このことを実行して下さる方がふえています。

これらのまいい子の中には、交通事故や川に落ちるなど悲惨な事例もあります。

まいい子の事故を防ぎ、また早く保護者にお渡しできるよ

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

三 子どもの服装には、必ず上着かズボン、スカートなどに住所、氏名等を書き込んで縫いつけ、まいい子の際に役立て、少しでも早く子

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

三 子どもの服装には、必ず上着かズボン、スカートなどに住所、氏名等を書き込んで縫いつけ、まいい子の際に役立て、少しでも早く子

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

し尿浄化そうのそうじは

町の指定業者に

狛江町で、最近「し尿浄化そう」を設置した家庭、事業所がふえました。「し尿浄化そう」は、その機能、管理等が不完全であったり、使用方法がまちがっていたりすると他に迷惑を及ぼします。

清掃法改正により、今まで自由であった「し尿浄化そう」のそうじは、町指定の許可業者以外ではできなくなりました。

これは「し尿浄化そう」の普及によって、浄化そうから発生する浄物の増大とか、管理、使用法の不完全による悪臭、および悪質なし尿浄化そうそうじ業者による内容物の不法投棄など、環境衛生上好

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

三 子どもの服装には、必ず上着かズボン、スカートなどに住所、氏名等を書き込んで縫いつけ、まいい子の際に役立て、少しでも早く子

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

三 子どもの服装には、必ず上着かズボン、スカートなどに住所、氏名等を書き込んで縫いつけ、まいい子の際に役立て、少しでも早く子

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

二 おかあさんは、子どもの行動をよく見きわめ、遊び場所の選定、危険区域(河川)などについて常日ごろからよく教えておくこと。

自衛官募集

いま防衛庁では陸・海・空の隊員を、次の要領で募集しています。

応募資格

入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き

志願票の請求および提出は、役場住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所(立川市曙町3の216)で受け付けています。

試験科目

簡単な学科試験〔国語(作文を含む)数学、社会〕口述試験、身体検査、なお自衛官応募については住民課へお問い合わせください。

無料くみとり券の使用は三月三十一日まで

昨年の四号台風による、床下、床上浸水家屋のかたに、申請により「くみとり無料処理券」を交付しましたが、こ

狛江町指定の清掃業者 加藤商事(四一五)四五三一では、浄化そう管理士(都認定一〇二号)を置いて、責任をもって、浄化そうのそうじ維持管理を行なっています。

以上は、浄化そう管理者(所有者)の義務ですから必ず実行してください。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

物の処分に困って、下水、側溝などに汚物を流したりするおそれがあり、衛生課では、この悪質業者を摘発した事例があります。環境衛生上他に迷惑のかからないよう安心してそうじを依頼できる「浄化そう管理士」を置いている業者にまかせましょう。

放流水の消毒料(注薬料)およびそうじ料金は、浄化そうの型式によって多少の相違はありますが、二、三十人そうで二千五百円〜三千元、注薬料は月二回で、三百円くらいです。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

町指定以外の業者にそうじを請け負わせたときの事故について町では責任を負いません。

衛生掲示板

予防注射のお知らせ

春の予防注射が四月一日から始まります。春の予防注射日程表を今月中に、新聞折り込みにしめますので、見やすい所にはりつけて忘れずに受けるようにしてください。広報にも毎月この欄に一月分ずつ日程をのせます。予防注射は自分のため、また公衆衛生の立場から、必ず受けましょう。

歳の期間に一週間間隔で三回行ないます。

二期(追加)は、第一期終了後六十歳までで毎年一回行ないます。

急性灰白髄炎(小児マヒ、生ワクチン)

生後三か月から一年半の期

ことしからBCGのあとがつかせません

BCGをヒフから吸収させます

春に行なう予防注射

種痘

第一期は生後二か月から十二か月に至る期間に一回で、接種後一週間から八日後に必ず検診を受けなければなりません。

百日せき、ジフテリア混合

一 第一期は生後三か月から六か月に至る期間に三週間から四週間の間隔をおいて三回行ないます。

二 第二期は、第一期三回目終了後一年から一年半の期間に一回行ないます。

腸チフス、パラチフス混合

一 第一期は生後三歳から四

間に、六か月間隔で二回服用します。

この他に、次のような、希望により受ける注射があります。

日本脳炎

生後三か月から六十歳までの間で、初回免疫を二回受け、その後は四年目ごとに一回追加免疫を受けます。(ただし、生後三か月から小学校入学前までの間は、初回免疫終了後毎年一回追加)

生後三か月から六十歳までの間で、初回免疫を二回受け、その後は四年目ごとに一回追加免疫を受けます。(ただし、生後三か月から小学校入学前までの間は、初回免疫終了後毎年一回追加)

今までの皮内接種はかきようを起し、かきようが直った後でもあとが残るため、最近では特にBCGの接種をきう者が多く、予防効果の低下をきたしていますので、これらの問題をなくすため、新しい方法(経皮接種)が採用されました。これは、経皮用ワクチンを接種部に滴下し、延して管針(針を束にした筒)でおしつけ接種する方法で、これによりかきようの発生を

防ぎ、予防接種の受診率を高める方針です。

BCGは必ず受けましょう

【注意】 BCG(結核予防注射)は、結核検診による、ツベルクリン反応の結果、陰性

疑陽性と判定されたかた(抵抗免疫のないかた)に、結核の感染を防ぐためあらかじめBCG(不活化ワクチン)を接種して、抗体(結核菌と戦う力)をつくるもので、結核

予防上最も必要なものです。

飼い犬の注意

最近犬の苦情が非常に多く、特に近所の飼い犬に対する苦

情が多いので、飼い主は次のような注意をしてください。

人畜をおそったり、他人の屋敷や畑に侵入し、農作物を荒したり、あたりかまわずフン

をしたり、ゴミ箱を倒すなどいろいろの害をします。飼い主は、昼夜を問わず必ず犬をつないで飼ってください。

なお、四月は、犬の登録と予防注射があり、飼い主あて通知がいきます。登録は毎年一回、予防注射は春秋二回行ないます。犬を飼っているかたは、登録と予防注射を必ず受けてください。この登録と注射を受けなかった場合は

狂犬病予防法によって罰せられることがあります。

●近所に野犬や放し飼いの犬がいましたら役場に連絡してください。

●犬についての連絡や苦情をたびたびいただきますが、住所、氏名を書いていただきますと、調査や処理が的確、早急にできますので、ぜひとも記名してお知らせください。

粉ミルクを

無料支給

次のかたに粉ミルクの無料支給があります。

生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割世帯の妊婦、産婦、乳幼児で、支給期間は次のとおりです。

一 妊婦(妊娠した人で、出産前六か月間、申請した月の翌月から出産した月の終わりまで)

二 産婦(出産した月の翌月から三か月間)

三 乳幼児(出生後四か月目にあたる月の初日から九か月間)

衛生協力会のかたがたに夏の力やハエの発生を防ぐには今から親虫を駆除しておく必要があります。四月からの活動に必要な薬剤は三月下旬ごろ配布します。隣り近所がじゅうぶん協力しあって昆虫駆除、ねずみ駆除、公害防止伝染病予防等に実践活動を開始してください。なお、こ

としも協力会の届け出を更新していただくため、近日中に届け出更新の用紙を送りますので御提出ください。

ねずみとりの薬のほしいかたねずみとりの薬が必要なかたは、いつでも衛生課(十番窓口)で、無料で差し上げます。使用法をよく読んで使ってください。

今月の相談

人権の上相談

日時 十六日(木) 午後一時から四時

場所 役場 人権擁護委員 本領信治郎氏 吉原 隆次氏

行政苦情相談

日時 十七日(金) 午後一時から四時

場所 役場 行政相談委員 宮崎武雄氏

家族計画相談

日時 一日(水) 十七日(金) 午後一時から二時半

場所 集会所 医師・保健婦・指導員

法律相談

日時 九日(木)・二十三日(木) 午前九時から十二時

場所 役場 弁護士 毛利秀之氏